

# 労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで！

## 河本社 労 士 事 務 所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F Tel: 06-6264-6264 Fax: 06-6264-6265

### 仕事上でLINE や SNS を使う際の留意点とは？

SNS が広く普及し、その利便性から仕事上でも利用している方が多いと思います。ただ、利用においては、思わぬリスクもあるようです。今回は、LINE を仕事で使う上での留意点についてご紹介したいと思います。

#### ◎セキュリティやコンプライアンス上のリスク

LINE はアカウント乗っ取りなどが起こりやすかったり、会社側で利用をコントロールすることができない為、従業員の利用を放置していると、従業員がLINE を経由して情報漏えいなどをしてしまった場合、会社が責任を問われることもあります。

#### ◎想定外の業務命令となるリスク

LINE での連絡が会社の指揮命令下にあると判断できる場合は、労働時間と見なされます。したがって、休日など業務時間外に何気なくLINE で業務命令を送り、部下が労働した場合は、会社がその分の賃金を支払わなければ、労働基準法違反となってしまいます。

SNS を使う際には注意が必要ですが、「他部署の人と仕事が進めやすい」「上司とコミュニケーションがしやすくなった」等、適切などころで適切な使い方をすれば、仕事においても便利なコミュニケーション手段の一つになります。

【日経 WOMAN キャリアより】

### 「賃金不払い残業」に対する労基署の立入調査と改善事例

働き方改革に伴い、労働基準監督署(労基署)の立入り調査が強化されています。労基署からの指導に対し、会社側が取り組んだ事例をご紹介しますので、ご参考にして頂ければと思います。

#### <事例1>

**調査のキッカケ:** タイムカード打刻後に作業を行うよう指示されている、との労働者からの情報を受けて立入調査。

**調査方法:** タイムカードの記録とメールの送信記録とのかい離や、労働者からのヒアリング調査。

**会社側の取組:** 労基署の指導を受け、不払となっていた割増賃金を支払い、その上で①代表者が「賃金不払残業撲滅」を宣言し、店長に方針の説明を実施。②賃金不払残業撲滅に係る社内ポスター、DVD を作成し、全労働者に研修を実施。③タイムカード打刻後の作業が行われていないか、店長が定期的に店舗内を巡回。

#### <事例2>

**調査のキッカケ:** インターネット上の求人情報等の監視情報(※)を受けて、立入調査。

**調査方法:** 労働者の自己申告の記録とパソコンのログ記録や入退室記録とのかい離を調査。月末になると一定の時間を超えないよう残業を申告しない状況等、不自然な点をチェック。

**会社側の取組:** 労基署の指導を受け、不払となっていた割増賃金を支払い、その上で①自己申告制の適正な運用について、労働時間を管理する者に説明を行うとともに、全労働者に周知。

②自己申告とパソコンのログ記録のかい離を自動的に確認できる勤怠管理システムを新たに導入・補正を実施。③労務管理についての課題と改善策を話し合う労使委員会を年2回開催。

※ 厚生労働省は、平成27年度から委託事業により、インターネット上の賃金不払残業などの書き込み等の情報を監視、収集する取組を実施しています。労基署は、当該情報に基づき必要な調査等を行うこととしています。



【厚生労働省より】

#### セミナーのご案内

### 『リーダーシップ』と『フォロワーシップ』No2 の育成

～世の中の動向と生き残る企業の条件～ 【講師】井上 幸葉 氏

【日時】平成30年11月9日(金) 16:00～18:00

【場所】大雅ビル第1会議室(大阪市中央区備後町3-6-2)

是非お申込み下さい！⇒<https://k-s-j.net/>